

## 規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条」を「第百三条」に改める。

第三十一条第三号中「、第百四条」を削る。

第百条中「様式第五十四号」の下に「又は様式第五十五号」を加える。

第百四条を削る。

様式第一号、様式第二号から様式第四号の二までの備考以外の部分、様式第五号、様式第六号から様式第二十号までの備考以外の部分、様式第二十五号の備考以外の部分、様式第二十六号、様式第二十七号から様式第三十三号までの備考以外の部分及び様式第三十七号から様式第四十一号までの備考以外の部分中「㊦」を削る。

様式第四十三号中「㊦」を削り、同様式の備考中「日本産業規格B4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第四十四号から様式第四十九号までの備考以外の部分中「㊦」を削る。

様式第五十号中「あて先」を「宛先」に、「縦、横各3センチメートル」を「縦4センチメートル、横3センチメートル」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第五十一号中「印」を削る。

「上記の者は、埼玉県生活環境保全条例第120条第1項の

様式第五十四号中 規定により立入検査等をする者であることを証明する。

年 月 日 」

「上記の者は、埼玉県生活環境保全条例第120条第1項の規定により立入検査等をする者であることを証明する。」に「（1年間有

効）」を「年 月 日交付 年 月 日限り有効」に改める。

様式第五十五号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

（備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。  
2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。  
3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。  
4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。  
5 裏面には、参照条文を記載することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

3 埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号委任事務の欄54を削る。